

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する覚書

平成30年12月25日

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市並びに鴨川市、南房総市及び鋸南町は、
(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する覚書を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市並びに鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「構成市町」という。）が（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その基本となる事項を定めるものとする。

(連携・協力)

第2条 構成市町は、相互に連携、協力して事業を推進するものとする。

(事業の実施)

第3条 事業は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が策定した（仮称）

第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想での検討結果に基づき進めるものとする。

(費用負担及び精算方法等)

第4条 事業に要する費用については、構成市町が応分の負担をするものとする。

2 事業の範囲、費用の負担割合及び精算方法等については、構成市町が協議の上、別途定めるものとする。

(補則)

第5条 この覚書の取扱いに疑義が生じたとき、又は、この覚書に定めのない事項については、構成市町が別途協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書7通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

木更津市
市長 渡辺芳邦



君津市
市長 石井宏子



富津市
市長 高橋恭市



袖ヶ浦市
市長 出口清



鴨川市
市長 亀田郁夫



南房総市
市長 石井裕



鋸南町
町長 白石治和

